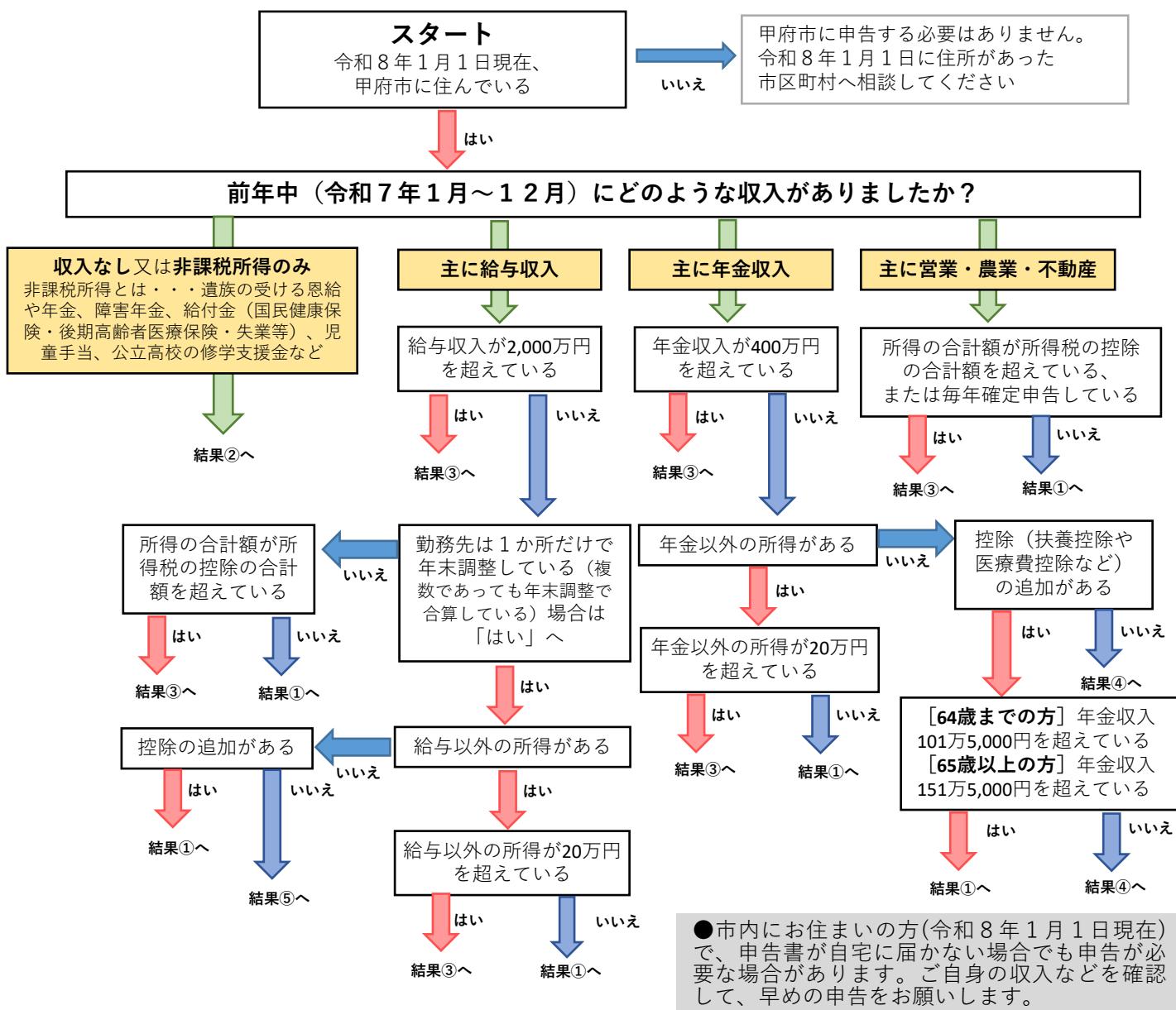


あなたの申告は必要？

フローチャートを参考に確認してください。
※フローチャートは一般的な例を示しています。ご自身の状況によって変わることもありますので、ご不明な点はお問い合わせください。



①	市・県民税の申告が必要です	所得税源泉徴収済みで、申告によって所得税の還付を受ける際は、確定申告が必要です。 確定申告をした方は、市県民税の申告は必要ありません。
②	市・県民税の申告が必要です	<p>次のいずれかに該当する方は必ず【収入なし】の申告をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税証明等が必要な人 ・国民健康保険に加入している方 ・後期高齢者医療保険に加入している方 ・お子さまを保育園・認定こども園等に預ける方 ・介護保険第一号被保険者(65歳以上の方) ・児童手当・児童扶養手当・特別障害者手当・障害児童福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当を受給されている方、障がい者に関するサービスを利用される方、ひとり親家庭や重度心身障がい者など医療費助成の認定を受けている方 ・自立支援医療受給者証の申請をされる方 ・20歳前の障がいによって障害基礎年金を受給していて、毎年7月に現況届を提出する方 ・課税(非課税)証明書・所得証明書などを必要とする方 <p style="text-align: right;">} ※甲府市内に住んでいる人の扶養親族として 申告されている人を除く</p>
③	所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告をすれば、市県民税の申告は必要ありません。 なお、所得税確定申告の「住民税・事業税に関する事項」欄に、該当する事項・金額があれば必ず記入してください。
④	所得税の確定申告・市県民税の申告は、必要ありません。	
⑤	勤務先から甲府市に「給与支払報告書」が提出されている場合は、所得税の確定申告・市県民税の申告は、必要ありません（提出されているか不明の場合は、勤務先に確認してください。）	